

ごみ処理手数料改定 Q&A

Q1. なぜ、ごみ処理手数料を改定する必要があるの？

- A1. ごみ処理に係る費用は「特定の利用者が受けるサービス」にあたることから、かかる費用の全額を受益者負担とすることが基本となります。
倉浜衛生施設組合のごみ処理にかかる費用は直近3年間の平均で10kgあたり276円となっており、現行のごみ処理手数料10kgあたり60円との差額は216円と大きく乖離しています。
今回の改定は、直近のごみ処理に係る費用を算定し、受益と負担の適正化の観点から現行の手数料を見直すものです。
今後の改定時期については、おおむね、4~5年をめぐり段階的に見直しを検討してまいります。

Q2. なぜ、今の時期にごみ処理手数料を改定するの？

- A2. 倉浜衛生施設組合の施設は令和3年で12年目を迎え、機械設備等の経年劣化に伴う緊急修繕などの機器等維持管理に要する費用や環境保全し処理能力を維持するための燃料費等の支出は増加傾向にあります。また、近年排出される一般廃棄物は質、量的にも多様化しておりその選別、除去処分に新たな費用も生じてきております。
現在、新型コロナウイルスによる経済面での影響は未だ終息していないと認識しているところではありますが、沖縄市、宜野湾市、北谷町から排出されるごみ処理を適切に行い、安心して生活できる環境を維持するために必要な経費でありますので、ごみ処理費用のご負担についてご理解、ご協力をお願いします。

Q3. 改定はいつ？

- A3. 令和3年10月1日から変わります。

～事業者の皆様へのお願い～

ごみの分別にご協力をお願いします。

事業者の皆様が排出されるごみの中で、処理に適さない不適物ごみの混入によって、収集運搬許可業者及び倉浜衛生施設組合において、分別に要する負担が増加しています。また、分別されていない不適物ごみの混入は、ごみ収集車や清掃工場の発火等の要因となります。

安全な収集運搬、安定した処理のためにも、適切にごみの分別にご協力をお願いします。

(問い合わせ先)
倉浜衛生施設組合 業務第一課

住所：沖縄市字池原3394番地
TEL: (098) 921-0883